

第1回 令和5年度使用教科用図書安房採択地区協議会 議事録

1 日 時 令和4年6月3日（金曜日） 開会 午後3時
閉会 午後3時25分

2 場 所 鴨川市天津小湊公民館 3階 大会議室

3 委 員

(1) 教育委員会代表	館山市	出山 裕之	庄司 友之
	鴨川市	鈴木 希彦	石井 千枝
	南房総市	三幣 貞夫	小宮 忠
	鋸南町	富永 安男	篠原 恭恵
(2) 校長代表		鈴木 康代	袴田 晃宏
(3) 教諭代表		松本 謙吾	池谷 雅道
(4) 保護者代表	館山市	半澤 和昌	
	鴨川市	松本 裕子	
	南房総市	庄司 達哉	
	鋸南町	岡本 美友	

4 欠席委員

松本 謙吾

5 事務局

鴨川市教育委員会	学校教育課	課 長	関口 和則
	同	主任管理主事	谷 智恵
	同	指導主事	磯貝 亜也子
	同	総務係長	田村 香織
	同	副主査	粕谷 千代子

【 記 録 】

開会前に、事務局の紹介、委員の自己紹介及び欠席者の紹介。

事務局 それでは、ただいまより、第1回令和5年度使用教科用図書安房採択地区協議会を開催します。始めに、安房地区教育委員会連絡協議会会長、石井千枝様よりご挨拶をいただきます。

石井 こんにちは。お忙しい中、またこのように遠方まで、はるばるお出でいただきありがとうございます。皆様方には日頃より安房地域の教育の充実・発展にご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、教科用図書の採択ということでございますが、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によりまして、ある一定の地区内で同一の教科用図書を選定し、採択することが定められております。

本日は安房管内の4市町の各教育委員会の皆様、校長の皆様、教員の皆様、保護者の皆様のそれぞれ代表全16名でこの協議会を組織し、教科用図書採択のための協議を行うために、お集まりいただいております。

様々な教育的課題が山積する昨今でございますが、子ども達の「生きる力」を育成する上で、極めて重要な教材となるのが教科書と言えます。どうぞ慎重なご審議をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。この後の進行についてですが、採択地区協議会会長が議長として会を進行するところですが、会長がまだ決まっておりません。そこで、仮議長として安房地区教育委員会連絡協議会会長、石井千枝様に進行を依頼したいと思います。よろしいでしょうか。

多数 お願いします。

事務局 ありがとうございます。それでは、石井会長お願いいたします。

石井 では、仮議長として進行いたします。座って進行させていただきます。始めに、協議事項(1)令和5年度使用教科用図書安房採択地区協議会

(仮称) の設立について、事務局説明をお願いいたします。

事務局

設立にあたり、始めに教科書制度の説明をします。

それでは、2ページの資料1「1.教科書とは」(2)「教科書の種類と使用義務」をご覧ください。学校教育法第34条の定めにより、全ての児童生徒は、教科書を用いて学習する必要があります。ただし、特別支援学級においては、適切な教科書が無いなど特別な場合には、教科書以外の一般図書を教科書として使用することが出来ます。

3ページ「2.教科書が使用されるまで」をご覧ください。教科書が使用されるまでには、(1)教科書発行者による著作・編集、(2)文部科学大臣による検定、(3)その学校を設置する教育委員会による採択、採択とは、検定を受けた例えば、数学の教科書数種類の中から1種類に決めるということです。そして(4)発行及び使用という流れになっています。

5ページ表1の「小・中・高等学校の教科書の検定・採択の周期」をご覧ください。全体として、4年に一度採択を行い、採択された教科書を4年間使用することになっています。令和4年度を縦に見ますと、小学校の二重丸は、今年度検定が行われるということになります。

7ページ「教科書採択の方法」の(2)採択の方法をご覧ください。採択の方法についてです。市町村立小中学校で使用する教科書採択の権限は、その学校を設置する教育委員会にあります。安房地区は、各市町が単独で採択はせず、館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町から構成される共同採択地区となります。共同採択地区では、採択地区協議会を設置し、協議の結果に基づいて種目ごとに一種の教科書を採択することとされています。

以上のことから、安房地区として新たに採択する教科書について協議、選定することを目的として、安房採択地区協議会の設立についてご協議をお願いいたします。

石井

ただいま説明のありました教科用図書安房採択地区協議会の設立について、質問、ご意見ございますでしょうか。

多数

ありません。

石井

無いようですので、設立、名称共に承認いたします。

次に、協議事項（２）安房採択地区協議会規約について、事務局お願いします。

事務局

それでは、16 ページからの資料3、規約をご覧ください。規約については、各市町教育委員会会議において、すでに承認されておりますので、概要のみ説明いたします。

第1章、第1条の目的ですが、本年度は令和5年度の使用に係る教科用図書を採用するための協議を行うために設置されます。関係通知は34 ページに載せてあります。後ほどご覧ください。

第2章、第4条（組織）と第5条（委員）ですが、各市町教育委員会より選任され、ここにお集まりの16名の皆様が委員となります。

第3章、第6条（会長及び会長の職務）ですが、会長は委員の互選により選出されます。この後、選出を行います。

第7条（協議会の会議及び教科用図書の選定方法）ですが、会議は委員の過半数の出席がなければ開会できません。また、会議の議事は、出席委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによります。

第8条（協議会の事務）ですが、今年度新たに採択する特別支援学級で使用する教科用図書についての協議、選定と、専門調査委員会の設置に関する事務を行います。

第4章、第9条（専門調査員）では、教科用図書に関する専門的事項を調査研究します。専門調査委員長は、調査員の互選により選出します。また、その結果について資料を作成し、本協議会に報告します。この後、午後4時よりこの会場で、第1回の専門調査員会議が開催されます。

第5章、第10条の事務局は、今年度は鴨川市教育委員会内となります。以上が、規約の中心となる部分です。

石井

協議会規約について、今説明がございましたが、何か質問はございますか。

多数 ありません。

石井 ありがとうございます。無いようですので、この規約に従い、以後事務を進めていただきます。
続きまして、協議事項（3）役員の選出についてお願いいたします。

事務局 資料 18 ページの組織表をご覧ください。先ほど申し上げたとおり、各市町教育委員会会議において承認されております。
さて、会長についてですが、規約第 6 条により、委員の互選により選出することとなっております。ご協議をお願いします。

石井 委員の互選ということですので、ご推薦をお願いいたします。

出山委員 安房地区教育委員会連絡協議会会長でもあります石井千枝委員さんをお願いしたいと思います。推薦いたします。

石井 ただいま推薦がありましたが、他の皆様はいかがでしょう。

採択委員 ありません。

石井 それでは、他に推薦が無いということで、力不足ではございますが、安房採択地区協議会の会長を引き受けさせていただきます。よろしく願いいたします。
続きまして、職務代理者の指名について、事務局をお願いします。

事務局 それでは、規約第 6 条の 4 に会長があらかじめ指名するとありますので、よろしく願いいたします。

石井議長 会長の指名ということですので、職務代理者は鈴木希彦委員をお願いいたします。また、本会議は規約第 7 条により、議長は会長が行うということから、ここからは仮議長ではなく、議長として、引き続き私が務めさせていただきます。

ここで、規約に則り、半数以上の出席がありますので、本協議会は成立することを確認します。

鈴木希彦委員、よろしいでしょうか。

鈴木(希)委員 はい。よろしくお願いいたします。

石井議長 書記、並びに議事録署名人ですが、書記を鴨川市教育委員会、田村総務係長、議事録の署名人については、教諭代表鋸南中学校、池谷雅道委員、保護者代表鴨川市、松本裕子委員にお願いすることとします。よろしいでしょうか。お願いいたします。

では、協議を続けます。協議事項（４）令和５年度使用教科用図書選定手続きについて、事務局お願いします。

事務局 それでは、19 ページの資料５をご覧ください。

まず、令和５年度に使用する、特別支援学級における教科用図書を新たに採択することとなっております。

「教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）」をご覧ください。教科書採択については、公正確保の徹底が求められています。そこで、各委員、専門調査員それぞれより、利害関係がないという誓約書をいただいております。

続いて19・20 ページの（３）では、「外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること」とあります。

このことから、採択期間である8月31日までは、採択事務について知り得た内容については、守秘義務が課されます。本日の資料についてもお持ち帰りいただいても構いませんが、その際の扱いには十分ご注意ください。

ここまでの説明の詳しい通知については、22 ページ以降の資料6～9に詳しく載っております。ここままで、いかがでしょうか。

石井議長 手続きについて、何かご質問ございますでしょうか。

無いようでしたら、続けます。では、協議事項（５）専門調査員の委嘱

についてご説明お願いいたします。

事務局 令和5年度使用教科用図書の選定については、本協議会規約第9条の3項、関係市町教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱することとなっております。

すでに関係市町に推薦をいただいております、48ページに専門調査員の名簿があります。推薦をいただいた専門調査員は適任であると判断し、委嘱したいと思います。この名簿のとおりでよろしいか、ご協議をお願いします。

石井議長 各市町教育委員会の推薦どおり、委嘱したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

採択委員 お願いします。

石井議長 では、続けさせていただきます。次に、協議事項(6)日程について、事務局をお願いします。

事務局 49ページの資料10をご覧ください。本日が(2)の協議会にあたります。(1)①②③については、承認いただきましたので、この後に第1回会議となり、会長より委嘱状を交付していただきます。会長は参加していただきますが、他の委員の皆様は本会議で終了となります。

その後は、専門調査員が2～3回ほど会議を開き、資料作成を進めていきます。その間、四角囲みにあるように教科書展示会も開かれます。

第2回協議会は、7月12日(火)午後3時からの開催となります。場所は、本日と同じ、天津小湊公民館です。そこでの選定を経て、各市町教育委員会の承認を得て、正式に採択となります。以上です。

石井議長 何か質問ございますでしょうか。無いようでしたら、(7)その他について、事務局をお願いします。

事務局 本採択地区協議会に係る経費については、安房地区教育委員会連絡協議

会で負担することになっています。そこで皆様の机の上には旅費及び領収書を用意しました。サインのみで結構ですので、この会議終了後、記入し提出をお願いいたします。

石井議長

その他皆様の中から、何かありますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第1回令和5年度使用教科用図書安房採択地区協議会を終了します。ありがとうございました。

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和4年8月26日

議事録署名人 池谷 雅道 

議事録署名人 松本 裕子 